

東近江行政組合職員の職務に専念する義務の特例に関する 条例

(昭和47年4月15日)
(中部地域消防組合条例第13号)

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成3年6月28日 条例第11号
平成10年3月12日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が特に認める場合

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年6月28日条例第11号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。